

第23回
消費者教育推進会議
議 事 録

消費者庁消費者教育・地方協力課

第23回消費者教育推進会議 議 事 次 第

1. 日 時 平成30年7月9日（月）16：00～18：00
2. 場 所 中央合同庁舎第4号館共用1208特別会議室
3. 議 題
 - (1) 実践的消費者教育教材の全国展開について
 - (2) 若年者の消費者教育分科会取りまとめに係る報告について
 - (3) 今後の消費者教育推進会議の進め方について
4. 出席者（敬称略・50音順）

委員：青木秀子、東 珠実、飯泉嘉門、色川卓男、岩本 諭、尾上浩一、柿沼トミ子、片山博子、坂倉忠夫、清水かほる、鈴木佳子、曾我部多美、千葉恵美子、永沢裕美子、中村新造、萩原康秋、原早苗、吉國眞一

幹事等：警察庁生活安全局：五十嵐生活経済対策管理官付係長【代理出席】
法務省大臣官房司法法制部：横山司法法制課法務専門官【代理出席】
厚生労働省社会・援護局：奥出地域福祉課課長補佐【代理出席】
経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ：三藤（消費経済企画室室長補佐）【代理出席】
国土交通省総合政策局：吉澤安心生活政策課課長補佐【代理出席】
環境省総合環境政策局環境経済課：河野環境教育推進室長

消費者庁：川口次長、井内審議官、尾原消費者教育・地方協力課長、米山消費者教育推進室長
5. 配布資料
 - 資料1 「社会への扉」全国展開進捗状況について
 - 資料2 若年者の消費者教育分科会取りまとめ（概要）
 - 資料3 若年者の消費者教育分科会取りまとめ
 - 資料4 今後の消費者教育推進会議の進め方について（案）

参考資料

- 参考資料1 若年者の消費者教育の推進に関するアクションプログラム
- 参考資料2 消費者教育推進会議取りまとめ（平成27年3月）
- 参考資料3 第二期消費者教育推進会議取りまとめ（平成29年6月）
- 参考資料4 徳島県知事配布資料「若年者向け消費者教育」
- 参考資料5 徳島県知事配布資料「徳島県立徳島商業高等学校の取り組み紹介」
- 参考資料6 徳島県知事配布資料「デモンストレーション授業報告」

○東会長 それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、皆様、御多用のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

また、会の初めではございますが、このたびは各地で大変な豪雨がございまして、本当に多くの被害が出ているという状況でございます。被災されました皆様に、まずは心よりお見舞いを申し上げたいと思っております。

それでは、改めまして議事のほうを進行させていただきます。

本日は、齊藤委員、出口委員が御欠席でございます。

では、本日の議事に移らせていただきます。議事次第をごらんください。

本日の議題は、「1. 実践的消費者教育教材の全国展開について」、「2. 若年者の消費者教育分科会取りまとめに係る報告について」、「3. 今後の消費者教育推進会議の進め方について」、以上の3点でございます。

では、早速、1つ目の「実践的消費者教育教材の全国展開について」から審議をいたしたいと思います。本議題は、お手元参考資料にあります「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に記載されております、消費者庁作成教材「社会への扉」の活用に係る全国展開の進捗状況についてということでございます。

それでは、事務局からアクションプログラムについて、まずは御説明をお願いいたします。

○米山消費者教育推進室長 消費者教育推進室長、米山でございます。よろしくお願いたします。

今、会長のほうから御指示がございました資料1の参考資料1「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」という3枚ほどのつづりをお出しいただければと思います。これは、既に2月20日に4省庁関係局長連絡会議というところで決定したもので、3月以降、公表もしており、もちろん先生方の目にもとまっているかと思っておりますけれども、本日の議題との関係で、この内容について若干御説明させていただきます。

一番最後のページの別添に、4省庁関係局長連絡会議はどのような構成メンバーかといったことも書いてございますので、御確認いただければと思います。消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁の局長の皆さんが構成員となっております。

参考資料1の1ページ目でございますように、この趣旨は、御案内のとおり、民法の成年年齢引下げに向け、自主的・合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な消費者教育の方策、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題であるという認識のもとで、関係省庁が連携しまして、今年度、2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間とするアクションプログラムというものを行いますということでございます。

この内容が2の「実践的な消費者教育の取組の推進」に明記されていますが、当然のことながら、学習指導要領の徹底に始まりまして、本日の議題との関係では、②消費者教育教材の開発、手法の高度化といったことで、1つ目の項目、実践的な能力を身に付ける消費者教育教材を活用した授業の実施を推進する。実施に当たっては、高校生向け教材「社

会への扉」を全国の学校に提供して活用を促すということで、委員の皆様も十分御承知の「社会への扉」のお話でございます。

そのほかの項目としましても、実務経験者の有効活用とか、教員の養成・研修。それから、高校生だけではなく、若年者である大学等における消費者教育の推進。そして、地域での消費者教育普及ということで、消費者教育推進計画策定や消費者教育推進地域協議会設置を進めるといったこと。あと、大学・社会における消費者教育の指針見直し等々。高校生・大学生を中心とした内容をプログラムとしてまとめたもので、これを関係省庁で連携した上で進め、それぞれ、集中期間の間、各年度において進捗状況のフォローアップを行います。そこで、必要に応じて消費者教育推進会議の意見を聞くということで、この会議について触れているところでございます。

それ以降、参考1に「社会への扉」の全国展開、消費者教育コーディネーターの育成・配置が目標として掲げられているということでございます。

私からのアクションプログラムの説明は以上でございます。

○東会長 ありがとうございます。

ただいまアクションプログラムということで、こちらの実践的な消費者教育の取組の推進。そして、その中の高等学校における消費者教育の推進の②に「社会への扉」の全国の学校への提供・活用ということが示されております。

それでは、この「社会への扉」につきましては、昨年度は徳島県のほうで県内の全ての高等学校等の授業で取り扱いをさせていただいております。こちらの実施状況につきまして、飯泉委員から御報告を頂戴いたしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○飯泉委員 それでは、徳島県の資料を少しごらんいただきたいと思っております。2枚とじのものであります。

まず、1ページ目、左上のところではありますが、教材「社会への扉」を活用した授業を、公私ともに、高校、また特別支援学校、高等専門学校につきましても展開させていただきました。対象は、高校1年生に対して授業を行わせていただいたところでもあります。

また、右をごらんいただきますと、教材を活用したデモンストレーション授業ということで、その授業の動画の様子につきましても徳島県のホームページで全国発信させていただいております。委員の皆様方には、参考資料6を提供させていただいておりますので、御参考にしていただければと思います。

この中では、最先端の授業、特に家庭基礎、家庭科、また現代社会、公民の授業の中で展開させていただいたところでもあります。また、消費者庁の皆さん、文部科学省の皆様方にも御参加いただいてバックアップいただいております。

また、左下をごらんいただきます。今度は、高校教員を対象とした指導者の養成研修の開催ということで、特に実践的な消費者教育に向けての指導力の向上を目的として、鳴門教育大学を中心とした授業づくりを展開しております。また、特に若年者の消費者被害な

ど、具体的なケースメソッドを対象とした授業コンセプトシートを作成しております。

また、その右のところでは、この教材を活用した授業の実践報告会を開催させていただいておりまして、特に教材の全国展開に向けた意見交換会を実施させていただいております。

これによりまして、平成29年度の内容を平成30年度へつなげていこうということで、次のページをごらんいただきたいと思っております。

まず、左上に「社会への扉」がございますが、これを活用した授業を高校におきまして継続的に行っていきたいと考えるとともに、さらに進化させ、中学校の先生方を対象とした指導者養成研修を開催いたします。そして、平成31年度には小学校の先生方を対象へと、どんどんその裾野を広げていこうということでもあります。

また、右側をごらんいただきますと、デモンストレーション授業を拡大していこうということで、教材の全国展開を前提として、高校2校で。実は、平成29年度は1校でありましたが、さらにもう1校加え、10月と11月に実施し、特に全国からの視察を積極的に受け入れさせていただこうと考えております。

下の段、左側をごらんいただきます。また、事例集を作成いたしまして、20の実践事例、またワークシート、さらには資料を掲載させていただいております。もちろん、こちらにつきましては、消費者庁、消費者行政新未来創造オフィスの皆様方と協働で作成させていただいております。特に教員の皆さん方が活用しやすくということで、ホームページからのダウンロードを可能としております。特に視点としては、授業の流れ、活用方策を具体的に提示させていただいております。

そして、下の段右側にありますように、今、中学生向けの消費者教育の教材作成に取り組んでいるところであります。今、会長からもお話がありましたように、成年年齢の引下げ、いよいよ4年後、2022年スタートとなるところでありまして、ちょうど今の中学校2年生からということになりますので、これにしっかりと対応していこうというものであります。ということで、新学習指導要領に準拠する形となります。

特色としては、アクティブ・ラーニングを教材にしっかりとしたためているところでありまして、そこに検討委員会を設置とございますが、こちらにつきましては、全国消費生活相談員協会の皆様方、県内大学、県行政機関、さらには徳島県の教育委員会、県内の消費者情報センターなどと連携する形で、まさに実践しながら具体的な行政との間の展開もこの中に入れ込んでいるところであります。

そして、目指すところは、下に赤字で書いておりますが、先ほども御紹介されました消費者庁、金融庁、法務省、文部科学省が連携されました「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を強力に支援してまいろうということで、教育委員会と行政がしっかりと連携することによりまして、その先進的な取組はもとよりであります。全国に発信していければと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

徳島県のほうで平成29年度に実施された取組、そして30年度の取組ということで、既に事例集などもホームページに掲載されているところでございます。御紹介ありがとうございます。

続きまして、この「社会への扉」の全国展開の状況ということで、事務局から御説明をお願いいたします。

○米山消費者教育推進室長 引き続きまして、全国展開の状況についてですが、今お話のありましたように、徳島県の実態ということで、全ての高校の1年生、6,900人に授業をされました。それを全国でもやりましょうというのが、このアクションプログラムの目玉の一つでございます。先ほど御紹介しましたアクションプログラム、参考資料1で、2017年度は徳島県1県。それが、2018年8、2019年25、2020年は47というグラフを準備いたしまして、これに向けて担当として邁進しているところでございます。

具体的な状況はということですが、もう地道な活動でございます。こういったアクションプログラム、「社会への扉」を活用して実践的な消費者教育をしてくださいと、全ての高校にお願いするというところでございます。文部科学省、消費者庁から文書にて局長名の通知、課長名の通知ということで、まずは通知でお知らせをし、その上で私どものほうから各県に御連絡をとって、教育委員会あるいは教育長という教育専門部署の方と消費者行政の我々のいわゆるふだんのカウンターパートの方、両方の方にお時間をとっていただいて、この趣旨・目的、そして教材を使うに当たってのお願い事を御説明させていただくような時間を設けていただいております。

既に4月、5月、6月で7割方の都道府県に足を運んでおります。もちろん、相手あつてのことですし、それぞれの自治体での取組が十分されているところもありますし、いや、まだまだという御反応のところも正直あるのですけれども、今年始まって、こういったアクションプログラムに基づいてやってくださいと言いましても、一般的・常識的には、はい、今年からというのはなかなか難しいかなと思います。

それでもお願いしまして、この成年年齢引下げで、目の前にいる高校生の皆さんが、もしかしたら十分な準備のないまま成人になってしまうかもしれないという話を、教育委員会の皆さんも非常に重く受けとめてくださっていますので、今のところ、ここまで進みましたというペーパーが本日の資料1でございます。

1枚だけのもので、「『社会への扉』全国展開進捗状況について」ということで、6月末現在で、今年度に「社会への扉」を全県で活用しようということ、県として方針を決めていただいて進めている県がここにあります。もちろん徳島県さんは当然ですけれども、茨城、静岡、奈良、和歌山、徳島、愛媛といった県で、それぞれ事情がありながら、「社会への扉」を高校の授業で活用しますということで、今、準備をして進めていただいているところがございます。

一般的に高校1年生で社会科や家庭科の学習指導要領で学ばれるときのタイミングでお

願いますので、多くの場合は2学期以降と伺っておりますので、授業はこれからではありますが、方針を決めていただいた県がこれだけです。

それと、既に各県でも独自の実践的な消費者教育教材を活用しつつ動いておられるところも、3県あります。新潟、岐阜、福岡といったところには、「社会への扉」も併用してくださいということで、今、お願いしつつ進めているということでございます。

事務局から、今の進捗状況として御説明は以上でございます。

○東会長 ありがとうございます。

以上、アクションプログラム、そして「社会への扉」の活用に係る徳島県での実施状況、そして、ただいま全国展開の状況ということで御報告、御説明いただきました。これらにつきまして、各委員におかれましては、何か御質問、御意見、御感想などございましたら、御自由にいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

原委員、お願いいたします。

○原委員 原です。

徳島の事例、大変興味深く聞かせていただきました。実は私、徳島県には何度も出かけておりまして、以前から消費者教育に大変熱心に取り組まれていることは存じ上げております。特に、私が消費者委員会の事務局長をしていましたときに、地方の消費者行政の中の消費者教育を取り上げたときがあって、そのときにいろいろな自治体へお伺いしたのですが、皆さん、教育委員会との連携をどうしようかと非常に苦慮されていたのですが、徳島にお伺いしたときに、徳島だけは消費者行政の方と、こちらがお願いしていないのに教育委員会の方が3人同席されていたのです。

それで、私はすごく驚いて、どうして教育委員会の方がいらっしゃるのですか。いや、金融広報中央委員会がきっかけにはなっているのですけれども、昔から消費者教育となれば私どもも同席していますと言われまして、徳島では教育委員会との連携が非常にうまくいっている。先ほど御説明がありましたけれども、教育委員会との連携を全国に広げたいというお話がありましたけれども、ぜひその辺のノウハウを全国展開するときいろいろな聞かれて活用していただければと思っております。

○東会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

中村委員、お願いいたします。

○中村委員 中村でございます。御指名ありがとうございます。

これは、徳島の例でも結構ですし、今、米山室長のほうからお話があったようにほかの県でのこれからの取組ということでも結構ですが、「社会への扉」を使った授業は、どれぐらいの時間、行われているのか。学校によって違いがあれば、それも教えていただければと思います。

○東会長 ありがとうございます。

先に皆さんからいただきたいと思いますが、柿沼委員、お願いいたします。

○柿沼委員 徳島の事例について、教育委員会の先生方に実施前にどのように理解いただき、指導案を普及したのかについて伺いたいと思います。私も徳島オフィスを視察させていただいて、非常に勉強させていただいたのですが、人のことですので、その辺の全県展開するに当たりましたのノウハウを教えていただければと思います。

○東会長 ありがとうございます。

また、後ほど伺いたいと思いますが、ほかいかがですか。

清水委員、お願いします。

○清水委員 徳島の中学生向け消費者教材を作成し、アクティブ・ラーニング型の教材とするとのことですが、私ども全国消費生活相談員協会でも、消費者庁の体系イメージマップに照らし合わせ教材の見直しを行ったところ、中学校の教材がまだ足りないことがわかり、今、作成しているところです。徳島の中学生向け消費者教材の作成プロジェクトに私どもの会員も参加させていただいています。本当にいち早くありがとうございます。先駆的な徳島ならではの、すばらしいと思いました。

今後の課題として、現在は消費者庁のポータルサイトで体系イメージアップに沿って教材を検索できますが、学習要領と照らし合わせて先生方が見たときに、すぐこれを使えばいいというのがちょっとわかりにくいように思いますので、その点を改善できればと思います。

○東会長 ありがとうございます。

では、尾上委員、お願いいたします。

○尾上委員 尾上です。

資料1のほうですが、下の段の独自作成教材を使った形で教育を実施しているという3県ですが、その独自教材に関しては、「社会への扉」の内容を充足しているものか、またもっと発展的な内容になっているのかという、強み弱みがわかれば教えていただければなと思います。

○東会長 それでは、一旦ここで少し御回答や御説明をいただきたいと思っております。

まず、徳島県のことに関しまして、特に教育委員会との連携や教育委員会の先生方の御協力や御納得をいただきつつの進め方というあたりの工夫あるいはノウハウということで御質問がございましたので、飯泉委員、お願いしたいと思います。

○飯泉委員 特に、原委員のほうから、徳島が昔から教育委員会と行政部局が一致結束してやってきたというお話を御紹介いただき、これが今後、全国に展開していくいわば胆になってくるのではないかというお話がございます。ということで、実は徳島県として、この教育的な視点で消費者行政をやっていこうということで、行政部門に高校の先生を早い段階からコーディネーターとして来ていただいております。

つまり、消費者行政担当部局ということで、うちの場合は危機管理部、消費者くらし安全局と呼んでいますが、こちらに学校の高校の先生がコーディネーターとして来ていただいておりますので、例えばさまざまな具体的な被害事象があった場合、教育的な見地から

対応していただくということで、すぐさまリアルタイムで高校教育現場のほうにこれが届いていくということがありますし、逆に行政として、それにどう対応していくのかといった場合にも、教育的な観点からそうしたアドバイスをいただくことによって対応することができる。

これがいわゆる若年教育ということで、徳島の場合には高校生だけではなくて、かねてから幼稚園の段階から、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学。特に、この中でも高校と大学がこの問題に対して一番センシティブなのです。出前講座を行ったり、実践的な教育を展開していくときに、行政で出てまいります消費者被害の具体的な事例を、そこで例えばクイズ形式にしてみたり、高校生には高校生、大学生には大学生に合った形でわかりやすく提供して、そして咀嚼していただく。この皆さん方が、より学年進行していくという形で進めておりますので、こうした点が非常にスムーズに行った例と考えております。

また、中村委員から、この授業をどのぐらいやったのかというお話がありまして、このデモンストレーション授業報告の中にも書いてありますが、ホームルームで行う場合と、家庭科あるいは公民の授業として行う場合があります、その中で特徴的に行っているところ。それぞれの学校におきまして同時に行う場合もありますし、場合によっては、公民でしっかりと行う場合もあります。逆に、ホームルームとしてケースメソッドを詳しく、特に若年者の消費者被害という観点から教えていく場合もあります。こちらにつきましても、学校の自主性を尊重して進めているところでもあります。

○東会長 ありがとうございます。

御質問いただきました委員の皆様、よろしいでしょうか。

中村委員、もう少し何かございますか。

○中村委員 貴重な御回答ありがとうございます。大変よくわかりました。

いろいろな科目、ホームルームを使ってやっているということでしたが、年間で充てられる時間は学校によってさまざまという趣旨の御回答でしたけれども、例えば多いところだと5時間ぐらいやっているとか、少ないところだと1時間ぐらいだとか、そのような時間で表すようなものがあれば、教えていただければ大変参考になるかなと思いました。

○東会長 飯泉委員、その点、いかがでしょうか。

○飯泉委員 先ほどちょっと申し上げましたけれども、徳島県立城北高校でモデル校として展開して、今年は2校です。そうしたところで重点的に行うわけではありますが、具体的にそれぞれが何時間ぐらいやったかというのは手持ちにないものですから、また御提供させていただければと思います。

○東会長 ありがとうございます。

そのほかの先ほどいただきました御質問について、また御回答いただきたいと思います。尾上委員のほうから、これは事務局で御回答いただくのかなと思いますけれども、全国展開の下の独自教材の展開の仕方につきまして、この中での「社会への扉」の活用の程度といたしますか、工夫といたしますか、教えていただきたいと思います。

○米山消費者教育推進室長 御質問ありがとうございます。

先ほどの中村委員からの御質問にも若干かかわるのですが、「社会への扉」を教えてくださいということを行っているわけではなくて、学習指導要領の家庭科や社会科に、既に消費者教育で教えるべきことがあるものですから、それを教えていただくときに「社会への扉」を活用してくださいというお願いの仕方をしております。したがって、「社会への扉」だけで何時間やるかということではなくて、それぞれの先生が年間カリキュラムで消費者教育に当たるところをやろうとしているときに、教科書を補完する形で使っていただくような使い方を想定しております。

今の徳島の場合は、実践したお話なのですが、先ほど私ども事務局から紹介いたしましたのは、今年度、これからということなので、まだどれだけ、どんなふうにしていただけるかというのは報告を待たねばなりません、1時間であったり、3時間であったりということは、それぞれ学校のやり方にお任せすることになるかと思っております。

そして、教材に関しましても、独自教材と申しますのも、それぞれの県で独自に工夫された教材でございます。学習指導要領において教えるべきとされた内容を高校生に教えるために、それぞれの県が工夫してつくっているものですので、その意味では「社会への扉」と領域は重なっていると理解しております。ただ、それぞれ工夫の仕方はいろいろですので、「社会への扉」のほうを使いやすいところもあれば、オリジナルでずっとやっておられる教材のほうを使いやすいページもおありですから、それもこれも含めて、お一人おひとりの先生方に選択の幅を広げていただくというイメージで進めております。

国定教科書で、上から下まで、このとおりにやってくださいというイメージではございませんので、「社会への扉」なり、独自教材なり、両方自由にお使いいただいているのですが、私どもとしましては、実践的な消費者教育として「社会への扉」をぜひ御活用くださいというお願いの仕方をしております。

○東会長 ありがとうございます。

尾上委員、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにもう少し御質問があれば、続けてお受けしたいと思います、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、この「社会への扉」を活用して消費者教育を進めていくということでございますが、それにつきましての情報をいただきまして、また皆様からの御質問にもお答えいただいたということで、先へ進めさせていただきます。

議題の2点目でございます。「若年者の消費者教育分科会取りまとめに係る報告について」ということでございます。若年者の消費者教育分科会は、教員による教育の指導力向上に係る提言や方策について、6回の審議を行い、6月29日に取りまとめを公表いたしました。分科会の途中経過につきましては、前回の推進会議でも御報告いただきましたが、本取りまとめについて、座長を務められました千葉委員及び事務局から御報告をお願いしたいと思っております。また、千葉委員及び事務局から御報告いただきました後、委員の

皆様からは御意見等を頂戴する時間を設けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、千葉委員、お願いいたします。

○千葉会長代理 千葉でございます。

取りまとめにつきましては、お手元の資料をごらんいただきたいと思いますけれども、事務局のほうから、まず概要を説明させていただきまして、その後、私のほうから補足説明をさせていただきたいと思います。

では、事務局からの説明をお願いいたします。

○米山消費者教育推進室長 承知いたしました。

それでは、資料2と資料3をご覧ください。資料2は1枚でカラフルな紙で横になったものです。資料3は冊子でございますが、この資料2を中心に御説明させていただきます。先立ちまして、先ほどもごらんいただきました参考資料1のアクションプログラムでございますが、先ほどは1ページ目の2の②の「社会への扉」のお話でしたが、今度は2ページ目の④に教員の養成・研修ということで、若年者の消費者教育分科会で現在、取りまとめ作業中で、30年6月に取りまとめ予定ということを書いておりました。その部分でございます。

1枚紙の資料2にお戻りいただきまして、右上に「消費者教育の推進に関するアクションプログラムの教員の養成・研修に対応する検討結果」ですということを記載してございます。これは、先生方はもう御承知のところかと思いますが、外部の方にも一覧してわかるようにというつもりで1枚紙にしておりますので、若干くどいかもしれませんが、これで説明させていただきます。

学習指導要領では、公民科、家庭科で消費者教育は既に入っています。約10年に一度改訂してきた中でも、その消費者教育の内容の充実は進んでおります。ただ、改訂の動きに対応した大学の教職課程はどうなのかということで、この分科会は既に途中経過も御報告させていただいておりますが、前半の3回目、4回目ぐらいまでは調査結果の報告をしておりました。その中の一つの例としてここに挙げているのですけれども、消費者教育に係る授業の科目を開設していない学校がありました。

これも消費者庁が独自に調べたものなので、網羅的・一般的ではないのですけれども、平成26年度から28年度の3年間で教員を輩出している大学に、アンケート調査のような形でどんな授業をしていますかと聞いています。その授業が本当にどんな中身だったかまでは、正直定かではないのですけれども、一般的なシラバスのような形で授業内容を記載していただきましたところ、消費者教育に当たるようなものがない。大学から教員を輩出している学校であるのだけれど、公民科については6割、家庭科については3割で消費者教育と思える授業がないという実態がわかりました。

少し回りくどくなりますが、資料3分科会の報告書の最終ページを見ていただきますと、開催状況の中で何をやったかということが、第2回が現職教員に対する研修、第3回も現

職教員に対する研修や免許状更新講習の説明や実態。そして、第4回で大学等の教員養成課程における消費者教育と、今、最初に少し申し上げましたが、このような形で毎回、制度を一通り文部科学省の担当者に説明していただくとともに、こちらでやった調査の結果を報告し、その中で具体例として、実際に講師をしておられる方に来ていただいてお話を伺うといった作業をした結果が、こちらの報告書の中に記載してございます。

そして、お読みいただいているかと思えますけれども、事前の調査の中の一つの代表例としまして、大学の教職課程はまだまだ充実することが必要といったことを書いております。言うまでもなく、成年年齢引下げの民法はもう成立いたしました。平成34年4月1日の施行まで、教員の指導力の向上は喫緊の課題である。この調査はやらなくてもみんな知っていますとおっしゃるかもしれませんが、そういったことをこの報告書の前半で取りまとめました。委員の先生方にそのあたり、御意見をかなり頂戴しております。

そして、その結果としまして、資料2の黄色い地に入っている「教員の指導力向上のための提言と、その提言を具体的に実行するための方策」を3つ挙げておりまして、提言1が、教職課程における消費者教育の内容の充実。提言2が、有機的に連携した継続的な体制の構築と、講座開設数の増加及び内容充実。提言3が、外部人材等の活用及び育成。ポイントとしては、この3つにまとめていただいております。

まず、提言1ですけれども、真ん中あたりにございます「教職課程履修者（教員養成段階）」ですね。この教員になるための授業を大学でとって、その必要数の授業をとりましたら単位が与えられて免許が与えられるという仕組みなのでございますけれども、その中で実践的な指導力を身につけるような教育の内容をもっと盛り込んでくださいというのが、提言の1番目の内容です。細かい点は、本文のほうに記載してございます。

提言2ですけれども、上に点々で黒く囲っておりますような、大学と都道府県教育委員会等というところの下に、緑色の地で、「教員育成協議会を活用した連携」というものがございます。大学というのは教員を輩出する側です。教育委員会というのは、教員を採用する側ですね。それと、現場の校長先生などといったメンバーをそろえた教員育成協議会というものが、既に平成28年、法律改正以降にできているということです。

注2に書いてございますが、教育公務員特例法に基づく協議会で、既に47都道府県と20の政令指定都市にはできているということですが、これはもちろん消費者教育のためのものではなく、教員の能力の向上、指導力の向上といったことが主たる内容・目的なのですが、そういったものを十分に活用していただき、消費者行政の担当部局の人にも参画してもらおうということを提言2の冒頭に入れております。

これは、大学と教育委員会、今、採用の部分という言い方をしましたけれども、教員養成の段階だけではなく、現職の教員の研修に際しましても、教員の研修と、資料2の中央にあります免許状更新講習をするのも多くは大学でございます。これは、平成21年からできた制度で、10年ごとに免許状の更新が必要になっているのですけれども、さきに申しました現状調査をした場合でも、数が全然足りない。先生方が免許状更新したくても、受講

したくても、講座の適切なものが近場にないといた声もあると聞いております。

数が足りないという現状を踏まえ、教員の研修に関しても、同じく法定の研修もあるのですけれども、必ずしも十分足りていないということで、この提言2の②「講座開設数の増加や内容の充実」ということを挙げております。

免許状更新講習に関しましては3つほどポイントがございまして、免許状更新のためには、必修領域と選択必修領域と選択領域というように領域が法律上決まっています、それぞれから必要数の授業をとらなければならない。そうしないと免許状更新できないのですが、その中の必修領域という領域の中に、成年年齢引下げという社会情勢の変化といったものは、子供たちにとって重要な変化ですから、必修領域でそういった講座を設けることができると考えられておりますので、必修領域でぜひ取り上げていただくということ。

それと、先ほどの繰り返しになりますが、講座自体をもっと増やしてほしい。この講座を増やすという中には、選択領域というものがありますから、そこには消費者教育のものをつくることはいくらかでも可能ということ。先ほど大学が主に講習などをする主体ですと申しましたが、法律上、国民生活センターもこの講座の開設主体になれるということなので、そういったことも国民生活センターにも御努力いただくといいたいでしょうか、お願いして、ぜひ講座を開設していただいて、いろいろなところで免許状更新講習をやっていたらいいということが、この提言の具体的な中身として書いてございます。

教員の研修に関しましては、法定のものと、法定でないものがあるそうですが、少なくとも地域の消費者行政の担当部局が実施する研修、今も既にあるにはあるのですが、そういったものが法定に位置づけられているものが若干少ないというのが調査からわかっておりますので、それを法定のものに位置づけていただけるように工夫していきたい。ということを含めた開設数の増加や、あと、教員の研修用動画を文部科学省の独立行政法人で作成している機関がございまして、そういったところをつくる。

学校長等への啓発と申しますのは、学校での消費者教育を充実していただくためには、学校全体として取り組んでいただく必要もありますので、校長先生が消費者教育をすることではなく、そういったものの重要性を管理職の校長先生に知っていただくための研修をするといった方策を挙げております。

一番下に横広になっているところは、外部人材の有効活用ということでございます。消費者問題は複雑化・多様化しているので、弁護士をはじめとしたいろいろな専門家のお力が必要。そして、日々変化して新しい問題がどんどん起こっているので、消費生活相談員のように日々の変化に詳しい方、そういった外部の人材に、矢印で上に向かっておりますように、先生方の養成や先生方の講習にどんどん入っていただきたい。

そのために、消費者教育コーディネーター、本分科会の取りまとめでは、かなり紙幅を割いて、先生方に御意見頂戴しているところですが、こういったコーディネーターを養成し、配置に係る財政支援もしつつ、このような方々をそれぞれ必要なところに必要な方を入れていくという活動を進めたい。

右のほうに「消費者教育の担い手人材バンク」とありますが、これは、例えば弁護士や消費生活相談員といった外部人材のバンクがあるとともに、これから消費者教育コーディネーターになっていただく方のバンクといったこともイメージしております。既に消費者教育の担い手の外部人材のバンクは、徳島県を初め、地域ごとで作成されているところももちろんあるのですが、これを国全体としてきちんと情報提供して、全国津々浦々としていきたいということが書かれてございます。

消費者教育コーディネーターと学校との関係で言うと、元教員とか、学校の内容をよく知っておられる方に入っていただくことが重要である。先ほど徳島県の例で御説明もございました。

あとは、若干時間がかかる部分もありますが、人事交流などもしていただいて、長い目でそういう方を育成していただきたいと都道府県の方にお問い合わせするようなことも、分科会取りまとめには書いているところでございます。

このような人材の活用・育成といったことを通して、消費者教育の担い手である先生方にさらに指導力をアップしていただくという内容になっております。

事務局からの説明は以上でございます。

○千葉会長代理 ありがとうございます。

それでは、当分科会のほうの座長を務めさせていただきましたので、若干、補足説明をさせていただきますと思います。

まず、分科会自体が始まったときには、たくさんやらなければならないことがあったのですが、改正民法で成人年齢の引下げという問題がありまして、特に施行になりますのは平成34年ということですから、現在、中学生である生徒を念頭に置いて、こられの人たちが高校に進学したとき、成人年齢の引下げに何とか対応できるようにということで、この点を、まず中心的な審議をしたということをお補足させていただきます。

その中で、今、室長のほうから御報告がありましたように、学習指導要領では消費者問題については内容を取り上げるということがはっきりうたわれておりまして、現場の先生もそれなりに努力していただいていると思うのですが、まず大事なことは、有機的に一貫して教員の指導力が向上するような全体のシステムをつくる必要があるだろうということで、従来、教員養成は養成、それから教員研修は研修という形で、分断とは申しませんが、必ずしも連携できていない状態のように拝察いたしましたので、まず、消費者問題を基本的に扱えるような能力を教員養成課程でしっかり身につけていただく。

そして、その後、基本的なところがわかった先生に、消費者問題自体は複雑化・高度化しているというのが現状でございますので、継続的に研修していただくという体制をどのようにしたらつくれるかということで検討いたしました。

このために、先ほどの御報告でもありました基本調査を行いました。消費者庁にかなり努力してやっていただいたところですが、非常にびっくりしたことは、まず、教員養成課程で消費者問題について十分な時間を割いて教育がされているかということ、必ずしもそう

ではないことがわかりました。特に、公民については残念な結果になっているということになります。

それから、もう一つは、免許状の更新研修ですが、数字を申し上げたほうがわかりやすいかと思うのですが、資料3の8ページ目に数字が出ております。選択領域の全講習数における消費者教育に係る講習の割合というものが0.76%という状態でございます、まさに教職課程で少しは勉強したという状態があっても、現在の高度化した消費者問題に対応できるような継続的な研修というのはほとんどなされていない状況というのがわかりました。そこで、先ほど今後の改善策について、室長から御説明がありましたように、9ページの提言1から3にまとめさせていただきました。

まず1ですけれども、教職課程における消費者教育の内容の充実というのは、短く書いてありますが、非常に重要な問題でありまして、まず出発点として教員が基本的に消費者教育できるという素養が必要なわけですけれども、先ほど申しましたように、教職課程での消費者教育は、不十分な状態でございます。

教員は免許を持っている必要がある職種の方ですので、この人たちが学校現場で教育するのに、どこの教職課程に行っても最低限これだけは勉強してというか、大学生のほうからすると学習権の保障みたいなものが必要だろうということで、コアカリキュラムの中に消費者教育についての内容を充実するようというのを提言1で書かせていただいているところでございます。文部科学省といろいろ意見調整をいたしました。特にコアカリキュラムの特に教科について、何を教えるかということについては、まだこれから審議が進むということでございます、その中でいろいろ努力していただくことになるというのが1点目になります。

それから、提言2ですが、教職課程を履修して単位をとった人が全員教員になるわけではございませんので、若年者への消費者教育を行うために一番効果的であるのは、教員研修で指導力のアップが図ることだろうというということで、先ほど御紹介がありました、詳しくは10ページ目に書いてございますけれども、県の教育委員会と教職課程を持っている大学との間で教員育成協議会の開催し、そこで、教職課程および免許状更新にあたり消費者教育のあり方を具体的に県レベルで協議していただく中で、現実的な指導力のアップを図っていただく必要があるだろうというのが2点目になるかと思えます。

3点目ですが、消費者教育自体は、道德の時間やホームルームの時間、学生指導のところでも問題になると思うのですが、教科としては家庭科と公民ということになるかと思えます。公民の先生は実は地理・歴史の先生が多くて、文学部を卒業して教員になった方が多いということになります。しかし、消費者問題のところでは主に教育する内容というのは、実は経済学部や法学部で講義が行われる内容でありまして経済学部や法学部の卒業の先生が社会科の先生になっているというのは余り多くないという現状がございます。

そうしますと、教員の指導力のアップというのは非常に大事なことなのですが、同時に外部人材を登用しないと、短期的に見ても、また、消費者問題が非常に高度化していると

ということもございまして、外部人材の活用をどのようにしたらできるかという問題がありまして、これとの対応で、先ほど室長からお話がありました第3の提言になりますが、外部人材を活用するために消費者教育コーディネーターの役割が重要になってきます。そこで、消費者教育コーディネーターというのは、具体的にどのような人、どういう仕事をさせていただくのかということを書き込んだこととなります。

以上の3点がポイントになっておりまして、教員養成から始まって、教員研修へと有機的に一貫して消費者教育に関する指導力の向上を図れるようなプログラムを、分科会としては取りまとめさせていただいたところでございます。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

千葉委員、そして分科会の委員の皆様におかれましては、取りまとめを完成させていただきましたまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、何か御意見ございましたらいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

飯泉委員、お願いいたします。

○飯泉委員 今、米山室長、また千葉会長代理からもお話がありましたように、我々としてもこの提言1、2、3というのは非常に重要なポイントであると思っております、あとはこれをいかに具体的に進めていくのかというのがポイントになるかと思っておりますので、以下、この提言1、2、3に沿う形で、徳島での取組を皆様方のヒントにさせていただければと思っておりますので、申し上げていきたいと思えます。

まず、1番目の教職課程における消費者教育の内容の充実というお話がございます。特に、今、成年年齢が4年後に引き下げられる。しかも、今、中学校2年生の子がその対象になるということがありまして、ちょうど民法が通ったときに、NHKなどでも中学2年生にインタビューしていた様子が全国に流されました。ほとんど自覚がないと、このように皆さん言われるのですね。もう一つ、怖いと言うのですね。つまり、クレジットカードから何から、全部契約することができるのですよ。ただ、責任を負うこととなります。非常に怖い。親御さんたちも不安だ。

であれば、早い段階からそうした実践力を身につけていく必要がある。でも、そのために重要になるのが、まさに学校の先生の実践力ということになるわけですね。ということで、まずはこの実践力を身につけていただくということと、さらにはまさに消費者教育あるいは消費者の問題というのは生き馬の目を抜くという状況でもありますので、進化する消費者教育、この2つが重要になってくるのではないかと思います。

そこで、徳島の場合には四国4県の教育大学を束ねました鳴門教育大学が本県にあるということがありまして、特に鳴門教育大学を一つのモデルにしていこうということで、本日も御出席されております川口次長をはじめ、消費者庁の皆さん方に大学に出向いていただきまして、例えば消費者法など法律の問題や、結構生々しい問題がある消費者被害、エ

シカル消費などについてアップ・ツー・デートの講義をしていただいております。これについては、大学生あるいは大学院生からも大変好評を博しているところでありまして、こうした最先端の消費者教育を受けてもらうということが重要ではないかと思っております。

さらに、これに加えまして本県独自の取組として、教育委員会と県の消費者情報センターが連携して実施いたします学校での出前授業を、鳴門教育大学の学生たちが授業サポーターとして、実際に小学校あるいは中学校、高校に出向いて行って、それを学ぶことができる。まさに実践教育も同時に行わせていただいております。

こうすることによって、消費者教育の実践力を大学の授業を受けることによって身につけていただく。これも確かに重要なことではあるわけでありますが、教職員となって、そして学校の現場で即戦力となっていく人材を育成していくという視点は欠くことができないということで、県の知事部局と教育委員会との連携をしっかりと、さらにそれを拡充していくことが重要だと考えております。

次に、第2点として、有機的に連携した継続的な体制の構築ということで、資料3の10ページ提言2の①であります。実は、徳島県では、県内5大学と平成15年、ちょうど私が知事になったときであります。連携に関する覚書を結んでいただきました。それが重要であろうということでありまして、そうした意味では、県内5大学の学長の皆さんと県の教育長で構成する連携協議会というものが昔から動いてきている。

こうしたところで消費者教育がスムーズにいったということがありますが、今回、特に昨年度、新たに消費者教育分科会を設けさせていただきました。大学・高校をターゲットとする消費者教育、その取組の状況や課題についてリアルタイムに情報交換をさせていただいております。ということで、今後におきましては、この消費者教育をさらに推進していくために、この消費者教育分科会に我々行政部局もしっかりと参画する中で、より専門性の高い具体的な取組について、しっかりとそしゃくしていただく、そうした場にしていければと考えております。

そして、米山室長から先ほど触れられました、平成28年に一部改正となりました教育公務員特例法の関係であります。徳島としては、平成29年5月に徳島教員育成協議会を法律に基づいて設置させていただきました。特に教員育成の指標というものを具体的に定めております。そして、この中で、これも徳島県独自の視点ということで、児童生徒の皆さん方に守られるという存在ではなくて、未来を切り開いていく力を身につけていくということを掲げているところでありまして、特に具体的に今年度の取組を申し上げますと、消費者教育の視点を盛り込むことというのを具体的に位置づけさせていただいております。

先ほど米山室長からは、この法律というのは消費者教育ということを目指すもターゲットにしたわけではないというお話はあったわけでありますが、今、一番アップ・ツー・デートの大きな課題が消費者教育であると、徳島県としてはそのように定めさせていただきました。

そして、最後、3番目の提言であります外部人材の活用・育成についてであります。実

は、先ほども千葉会長代理からお話がありましたように、これから非常に高度化・複雑化していきます消費者問題に正面から向き合うためには、専門性を持ったさまざまな人材、この皆さん方が消費者教育に絡んでいく必要があると考えておまして、御紹介いただきましたように、徳島県でも平成29年8月に消費者教育人材バンクを開設しました。

実は、この中での特色ですが、普通は弁護士や司法書士の皆さん、大学関係の皆さん、また消費生活相談員の皆さんがメインになるのは当然のことですが、徳島としては企業の皆さん方にも、これからは消費者志向経営の方向で取り組むべきであると、全国最初の協議会を立ち上げておりますので、企業の皆さん方から積極的にこのバンクに登録していただいております。実際、学校の現場で、企業の視点として消費者教育あるいはさまざまなケースメソッドを説明していただくことによって、非常に好評を博しているところであります。

ともすると、こうしたものがマスコミを通じて、事件であったり、あるいは取組として必ず紹介される。そうすると具体的に背景がこうだったという点が出てくるということで、学生の皆さん方には非常に評判がいいということでありまして、先ほど柿沼委員からも、これをいかに、どう広げていくのかというのは、こういう企業の皆さん方に参画していただくことによって、企業の皆さん方も消費者志向経営というものをしっかりと位置づけていく。当然、教わった生徒たちが、場合によっては自分たちの企業に社員となって入ってくるという、いい循環をつくり上げていく。ここがポイントになるのではないかと考えております。

そして、もう一点、先ほど原委員からお聞きいただいた点について、もう少し深く言いますと、徳島県では平成15年から消費者情報センターに高校の先生を1名配置しています。先ほど2名と申し上げたのは、29年度から、いわゆる行政部局であります消費者暮らし政策課のほうに1名配置させていただいているということでもあります。

また、お話のありました消費生活コーディネーターは、国の制度ができ上がる前に、徳島としてはこれを独自の制度としてつくっており、消費者と行政との間を結んでいただくサポーターという制度があります。消費者大学校大学院を卒業した皆さん方がありますが、この皆さん方のリカレント教育といいますか、そうしたものの企画立案をしていく意味合いとしても、消費生活コーディネーターの皆さん方に高い専門性を持って対応していただいているといった点があります。

ですので、今や国の制度となりました消費生活コーディネーターの役割というものも、もっともっと裾野を広く、そして多くの皆さん方に消費者教育はもとより、さまざまな事例を具体的に、また法律的に何が課題になるのか。こうしたものを教えていただくお立場になっていただければと考えております。以上です。

○東会長 ありがとうございます。

徳島県の事例をまた詳しく御紹介いただきまして、今回のこの取りまとめの3つの提言をさらにどのように具体的に展開していくか、いろいろな御示唆をいただいたところでご

ございます。ありがとうございました。

では、吉國委員、お願いいたします。

○吉國委員 金融広報中央委員会の吉國でございます。

私どもがやっている金融教育につきましても、教員の指導力向上というのは本当に喫緊の課題でございます。特にここに来て大きな背景としては、まさに同じように成年年齢の引下げでございます。ここは、消費者教育と全く重なる話でございます。

それから、新学習指導要領につきましても、特に金融教育については今回の新学習指導要領もいろいろと新しい項目がつけ加わっております。例えば、中学校の社会科の中で、FinTechやIoT、ビッグデータ、人工知能、起業。技術・家庭では、計画的な金銭管理や消費者被害への対応、キャッシュレス化。こういった問題というのは、まさに千葉座長がおっしゃいましたように、どちらかといえば経済学部や法学部の素養のある人が本来やってほしい問題なのですが、実際には社会科や技術家庭科の教員の大部分の人は、文学部や社会学部等の出身者が多いので、基本的に教師のリテラシーがかなり不足している。金融教育は消費者教育以上に厳しい点があると思います。

私どもとしても、それについて随分努力しております。例えば夏休みに全国の先生をお呼びして教員のためのセミナーをやってございます。先生は非常に熱心なのですが、聞いてみますと、その先生方は経済学部などの方が多く、本来であれば文学部を卒業した先生方に来ていただかなくてはならないのですが、そういう方は敷居が高いからとおっしゃって最初から遠慮してしまうという問題があります。そういう意味では、この分科会の取りまとめは我々としても非常に参考になりますので、ありがとうございました。

○東会長 ありがとうございました。

続けて、柿沼委員、お願いいたします。

○柿沼委員 千葉会長代理を中心に非常に危機感を持って、すばらしくまとめていただいております。

資料3の9ページ提言1の中で、公民科・家庭科の免許取得ということですが、中心的な先生方になるかと思っておりますので、しっかりと身につけていただければと思います。

11ページのイの(ア)に研修開設数の増加ということで、「中堅教諭等の資質向上研修において」とありますけれども、中堅教諭等研修だけではなく、1年目の教員対象の初任者研修の必修科目として、ぜひ実施していただきたいと思っております。

また、直接的ではないかもしれませんが、10年に1回研修することとなっておりますが、今の時代ではもう少し頻繁に教員に対して研修を実施していただきたいと思っております。その中に、進化する消費者社会の内容も取り込んでいただければと思います。

今、飯泉委員からすばらしいお話をいただいたのですが、徳島の知事だからこそ、ここまでできるというのがありまして、これを全国知事会や首長といったところに消費者市民社会あるいは消費者教育は、子供たちに生きる力をつける大きな教育だという価値観をぜひ広げていただければと思います。特に文部科学省には、原点としての消費者教育をどの

分野でも取り込んでもらえるような方向に持って行っていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

では、永沢委員、お願いいたします。

○永沢委員 まず、お取りまとめいただきました分科会の皆様、どうもありがとうございました。大学の状況というのも具体的に見えてまいりまして、とても参考になりました。私はこの期から入らせていただきましたので、既に皆様が御存じのことを質問させていただくかもしれないのですが、幾つか質問させていただきたいことがございます。

まず、消費者教育を担う教員を養成する大学での講座を設置していると回答されていたところがあると具体的に示されておりましたけれども、実際のところ、消費者教育というものは一体何をされているのかご確認されたのかどうか。ただ、消費者教育をやっていますと答えられたのかということがまず1点目の質問となります。

二つ目の質問となりますが、先ほどコアカリキュラムづくりはこれからというお話を千葉座長からいただいたのですが、コアカリキュラムというからには、我々がこれから先生になる人に最低限学んでいただくことということになると思いますが、その内容は、どのようにしてどこの役所がリードして決めていくのかをお尋ねしたいと存じます。

三点目は意見になりますが、コーディネーターが非常に重要であるということをも認識いたしました。このコーディネーターの具体像というのは、これまでの議論でも出てはおりまして、本日、飯泉県知事からもお話がございました。既に17都道府県でコーディネーターがいらっしゃるという資料がございましたが、どのような活動をされているのかと具体的に見えるといいのではないかと思います。コーディネーターの活動状況をご紹介いただけるような機会があり、皆で共有されるといいのではないかと感じました。

○東会長 ありがとうございます。

では、座長の千葉委員のほうから。

○千葉会長代理 何点か御質問いただきましたので、まとめてお答えさせていただければと思います。

まず、吉國委員のほうからリカレント教育の話だと思いますが、技術の先生がプログラミングの教育ができるかという問題も同じようにあるかと思うのですが、現在、既に教員になっている方が、例えば自分が教員になる前に大学で受けた教育がどうであったのかとか考えますと、消費者問題というのは大学で昔から充実して議論されてきたわけではございませんので、現職の教員の中には消費者教育を受ける機会がなかった教員がいるということも現実の問題だろうと思えます。

したがって、今、若い方は教職課程から始まって、一貫して継続的に指導力向上という話なのですが、そうではなくてリカレント教育が必要という層があるのはたしかだと思います。

それもありまして、今日は国民生活センターの方もいらっしゃるところでございますが、11ページに免許状更新講習のアの(ウ)で国民生活センターが入っているわけです。実は、国民生活センターに免許状更新講習の担い手になっていただきまして、基本的にリカレント教育をここで担当していただいたらどうなのかということを考えています。もちろん、既に教員で優秀な方はたくさんいらっしゃいますので、そういう方が高度化した消費者問題を扱うための研究をすることも必要なのですが、全国どこへ行っても、津々浦々、一定の教育指導レベルというものを確保するためには、リカレント教育といった観点からの研修も必要なのではないかと思っています。

もちろん、現職の先生方は非常にお忙しいので、先ほど室長からもお話がありましたけれども、12ページ目に書いてあるようにコンテンツを動画等で配信することも含めて、少し考えていただきたいということになります。免許状更新講習のほうは、先ほどの選択領域の18単位の中に組み込むという話になりますので、かなり効果的であるのではないかと考えています。以上が1点目の質問に対するお答えになります。

永沢委員のほうから御質問がありました教職課程のコアカリキュラムの話ですが、この点については文部科学省とかなり協議いたしました。具体的に、まず先ほど申しましたように、考え方としては、免許を必要とするような職種の方は、例えば医者や獣医師、法曹の実務家もそうだと思いますが、そういうところでは、学部段階から最低限、この職種を担うための教育がなされている必要があって、その教育水準がどこに行っても一定水準にある必要があるだろうという点では、文部科学省との間で意見は一致しております。

その中でコアカリキュラムをどうするかという話ですが、指導方法と教科と2つあるのですが、指導方法のほうについては、現在、文部科学省のほうでは、まだコアカリキュラムができた段階で、教科のところでは具体的に何を教えるについては、まだ今、これからだという段階であるということです。

それから、分科会としましては、8ページ目の冒頭でございますが、教科という点では家庭科と公民が中心的な科目ですので、家庭科については、学習指導要領では生活における経済の管理や契約について理解すること。これがまずコアな内容だろうと。これをコアカリキュラムの中でどういうふうに表現するかというのは、これからだというお話です。

それから、公民科については、市場における消費者の意味や役割、それから日々変化する消費者問題への関心及び消費者被害の予防と救済といったことが恐らく中心になるだろうということで、現状から見た必要最小限のガイドラインのようなものはこういう内容になるのではないかということについては書かせていただいたところです。コアカリキュラム自体は、これから文部科学省としてはシラバスを拝見したりして考えていくということだと御説明を受けまして、これから内容については検討するというお話でした。

それから、もう一点、これは先ほど言いました、免許がある職種について教育内容が一定水準、どこでも保障されている必要があるということは、理念的にはそのとおりですが、教職についてはちょっと特殊な問題があるということも理解いたしました。医師や獣医師、

ロースクールといったところでは、既に専門家になるための人を最初から入学時点で絞り込んでいるという問題があるのですが、教職課程というのは全国の大学にありまして、教員になる人がこの科目を専門にとりなさいではなく、一般科目の中でこの科目をとると教員免許の単位になるという構造になっておりまして、専門家の養成の仕方も少し違っているという問題がございます。

したがって、コアカリキュラムについて、先ほど挙げました入学時点で職業がある程度決まってしまうという問題とは違う問題があるということもわかりましたので、かなり抽象的な内容ではありますけれども、分科会としてこういったところが恐らく中心だという書き方にさせていただいた次第でございます。

第3点目ですが、消費者教育コーディネーターについては、各地で取組をされているところであるということは十分認識しておりますが、今回の分科会の特徴としましては、若年者教育のために学校教育の現場で、具体的に消費者教育コーディネーターというものはどういう役割を果たすべき人かということ、かなり突っ込んで具体化させていただきました。これまで、消費者教育だけではなく、消費者問題については、コーディネーターというものが各種のところに出てまいりますが、それを学校教育の現場に特定して具体的に書かせていただいたというのが今回の特徴となります。

各地域でコーディネーター養成などをしていらっしゃると思いますが、それとのすり合わせは恐らくこれからになると思います。今の消費者教育の現場、それから教員の指導力のアップを考えると、理念形としては、こういう方向ではないかということを書かせていただいたということになりますので、今後、消費者教育コーディネーターを育成するために実践的にどのような研修をしていくかということについては、これからということになるかと思えます。

あと、もう一点、忘れていました。消費者教育コーディネーターを消費者行政部局に位置づけるという形で、組織的な位置づけを明記させていただいたという点も、今回の提言の特徴かと思えます。

以上でございます。

○東会長 ありがとうございます。

今のことについて、何か室長のほうから補足があれば、お願いいたします。

○米山消費者教育推進室長 最後の点につきましては、まさに千葉座長からおっしゃっていただいたとおりなのですが、具体例としましては、分科会ということよりも、事務局のほうで既にいろいろ調査、ヒアリングはしております。そういった結果をまたフィードバックしていくような作業は、別途、引き続きやりたいと思っております。

それから、1つ目に御質問いただいた、大学の講座で消費者教育はどんなことをしているのかという点ですが、報告書にも若干は書いているのですけれども、3ページ、大学の中で、消費者教育というよりも、公民科や家庭科の免許をとっていただくためには、このような項目が要ります。ハが公民で、ワが家庭とあります。例えば家庭であれば、家

庭経営学（家庭関係学及び家庭経済学を含む。）云々と、こういった項目で免許を取得する。そういった取得すべき科目の中で、一体どんな内容の学びをされているのかというのをアンケートで調査しました。

その結果が4ページの脚注に書いていますけれども、教科に関する科目でどんなことをやっているかを調べるために、消費者教育推進法第2条を引用した上で、「消費者問題」、「消費活動」、「消費生活」、「消費者の権利」、「消費者信用」等に係る授業がありましかという聞き方をして、全て記載していただいた。その記載していただいたものをキーワードで検索したというカウントの仕方です。

例えば家庭における経済活動というタイトルだったとして、どのような具体的な中身をされているのかというのは先生によってさまざまなので、こういった調査では把握しづらいのですが、先生からの具体的なヒアリングであれば、例えば家庭科の選択科目の中で、国民生活センターの出している「くらしの豆知識」を副読本とした上で、それを踏まえた教材研究といえましょうか、授業内容を立てていただくゼミのようなことをやっているとか、そのようなものが割とわかりやすい例だろうと思いますが、全ての大学の全ての講座について、そこまでの検討ができず、今、申し上げたキーワードではかりました。

以上でございます。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、原委員、お願いいたします。

○原委員 報告書をまとめていただきまして、ありがとうございました。

私自身、おとし、高校の社会科・公民科で授業をいたしました。そのとき先生方から、消費者問題って何を教えたらいいいのかよくわからないと言われて、クーリングオフや消費者教育基本法については知っているけれど、消費者教育というところでは何を教えるのか、余りよくわかっていないというお話しをされていた。今回の報告書で、公民では60%がやられていない、家庭科は30%ということでした。それから、具体的に実際に再履修のところでも非常に低い選択の講習の比率というのは、具体的な数字を挙げていただいたので、実態がよりわかりやすくなったと思っております。

これは、今までほかの委員からも話が出ましたけれど、どう具体化して改善を図っていくのかということがすごくポイントになると思っております、大学の教員の養成課程で、これはやらなければいけないというところまでは文部科学省も理解しているけれど、具体的にやるとなったときに、教えられる先生がいるのか、いい教材があるのかというところでは、まだまだ不安。

それで、千葉委員のほうから、文部科学省とのやりとりについて、すごく詳細に御説明いただいたのでわかったのですが、今、この分科会をやっているのです、そういうやりとりを文部科学省とやって、こういう実態ですよ、こう考えているのですよということをおたは聞くことができます。しかし、委員個人の熱意だけでは終わらないと思いますので、これから先は、消費者庁が担当の課として、文部科学省としっかり具体化を図っていくと

ということで、ぜひお願いしたいし、体制としてはどうなのか。今後についてもつなげるといふ提案はされておりますけれども、お願いしたいと思います。

それから、2つ目に、消費者教育コーディネーターや大学の人材育成の話は出ているのですが、ここがまだ曖昧で、消費者教育コーディネーターにはなかなかお目にかかることがなく、先日、おひとりにお目にかかったのですけれども、まだ余り目に見えていない。

それから、外部人材の活用ということも学校によってはされていますけれども、よく言われるのが、悪質商法の話だけされて帰られても、聞いている生徒たちからすると、自分たちはそんなものは引っかけられないというので、ほとんど聞いていないという声を聞きました。消費者教育コーディネーターや外部人材の育成と活用というところも、相当しっかり考えていかなければいけないと思っております、これももう少し具体的なお話を聞かせていただきたいと思っております。

○東会長 ありがとうございます。

では、川口次長。

○川口次長 この消費者教育分科会の取りまとめでございますけれども、これは分科会の取りまとめとしては大変異例だと思いますが、宛先が事細かに一つひとつ、どこが責任を持つのか、どこに責任を持ってほしいのかということが書いてあるという形でございます。消費者庁に対しても、また国民生活センターに対しても具体的に指摘がありますので、これを基本的に強く受けとめてということでございますが、きょうの推進会議を受けて、今後、実施段階に行かなくてはならないわけでございます。

既に参考資料1で、4省庁関係局長連絡会議の中で、中身が出る前に先に方針を決めてありますので、消費者教育に関する取組を推進するとなっております。改めて、これにつきましては4省庁局長会議を開きまして、きょうの消費者教育推進会議の後、近々、さらに方針を確認したいと思っております。これは、分科会提言に終わらせることなく、具体的に政府として進めていこうということでもあります。

そういうふうになってきますと、消費者教育は文部科学省と消費者庁がもっと連携してやってくださいということは何度も言われているわけですが、こういう教育を進める人材、教員の養成課程のところまで、あるいは研修、免許更新まで踏み込んで進めていくというのは、今までと次元の違う話でありますし、文部科学省との連携というのもさらに新しい次元の、これまで以上の踏み込んだ連携が必要だと思っております。

これは、文部科学省だけでもできません。消費者庁だけでもできません。両方が力をあわせてやっていかないと、教員の養成の形・場を文部科学省なり全国の教育委員会で作っていただいて、そこに消費者庁の持つ人的ネットワークに関する知識で都道府県の専門家をマッチングしていくというのが大まかなイメージだと思いますけれども、それを具体的にいろいろな場所で進めていきますし、都道府県でも、先ほど徳島県の例は知事からお話がありました。具体的な県は、それぞれ歴史があり、考え方も違う中で、実質的には推進会議の方向でできるだけ実効性のあることをやっていただくという働きかけ。これもま

た、文部科学省と一緒にやっていくことになると思います。そういう方向感でありますので、ぜひそれを前提に御支援いただければと思います。

○東会長 ありがとうございます。

千葉座長、お願いいたします。

○千葉会長代理 消費者教育コーディネーターについて、先ほど御意見、御質問があった点でございますが、資料3の13ページを見ていただきたいと思います。コーディネーターの役割や求められる人材ということが書いてあるのですが、コーディネーターの役割というものを分科会としては4点ほどにまとめさせていただきまして、これまでよりは一步踏み込んで書かせていただきました。

先ほど原委員のほうから御指摘があった件ですが、教育と啓発は違うと思っております、外部人材を登用した場合によく起こり得るのは、最近の先端の話とか、情報提供として、それは啓発としてはいいと思うのですが、教育現場で問題になっているのは、生きていく原動力みたいなものを小さいときから成人になるまでの間に、段階的に育成するという点かと思えます。

そこで、13ページにウをつけ加えさせていただきました。あくまでも学習指導要領の中でこういうことを教えるということがあって、その中で外部人材の力を使おう、活用しようということで、外部人材をただコーディネーターが引っ張ってくるということは考えていないということになります。学習指導案の作成支援まで消費者教育コーディネーターにさせるというところまで書き込みました。

これまでは多分、外部人材をマッチングするということだけを考えていたのですが、そうじゃなくて、もう少し教育というものについて、外部人材をきちんとした形で紹介し、調整し、教育できるような環境づくりまで、コーディネーターの職務として考えているところが、今回の消費者教育コーディネーターのところで書き込ませていただいた点になります。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、青木委員、お願いいたします。

○青木委員 青木です。

分科会の取りまとめ、非常にクリアに課題を整理していただけたと思っております。本当にありがとうございます。

2点だけ、分科会で御議論、あるいは事務局のほうで御議論、あるいはこれからの中で方向性があったらぜひお聞かせいただきたいと思うことがあります。

1点目は、コーディネーターですが、このコーディネーターというのは、分科会もそうですが、指摘されているように、我々も非常に大きな役割を担っているのですが、これにはぜひ認定制度、これだけの責任と役割を担うという意味でいくと、各都道府県の取組ももちろん大事ですが、国を挙げて全体のコーディネーターの皆さんの資質あるいはいろいろな仕組み、お互いの情報交換をして、この取りまとめの中にも認定制度などという提案

が13ページにあるのですが、具体的に御議論がどの辺まであるかというのをお聞かせいただきたいなと思っています。

これは、先ほど飯泉委員のほうから徳島県での取組の中で、企業も一緒に大きな役割を果たすことができたということをしていただいています。私も、昨年来、事業者として消費者教育の取組をつなぐ、うまい形がもっとないかと思っています。生活者ではなく消費者というのは、経済活動の中で大きな役割を担う、経済社会の中の企業あるいは事業者が健全な消費者教育や消費者市民社会に果たせる役割もすごく大きいと思いますし。本日も話題に出ておりましたが、各企業はSDGsですとか社会的責任とかいろいろな教育の面も、啓発活動をいろいろやってはいるのですが、その辺がなかなかつながらない。

こういう外部のところ、あるいは最先端の経済の取組の課題のところの部分も教育につないでいただける、大きな役割を担っていただけるのかなと思っていますので、ぜひ消費者コーディネーターの認定制度についての現在の御議論をお伺いしたい。

もう一点は、これはきょうもいろいろな取組をお聞かせいただいたり、徳島県は本当に詳しく教えていただきましたし、各都道府県でいろいろな取組が進んでいる。こうしたときに、私は若年者がどう変わっていくか。先ほど、こういう消費者教育を進めるに当たって、成年年齢の引下げも怖いとか責任感について、こういう教育を受けることによって、若年者の意識がどう変わっていくか。あるいは、いろいろなトラブル事例、若年者の被害事例が変わってくる。あるいは、いろいろな消費者問題が出てくるところでの役割が変わるとか。教育を受けた側の若年者の変化のようなものが、いろいろな活動が広がっているのですが、そういうところを何らかの形で追っていけないかと思っています。

徳島県のデモンストレーション授業でも、これを受けた生徒の皆さんの「こういうことに気づいた」という生の声も、非常に大きな意識の変化の一つであると思うので、その辺もこれからの御議論になってくるかと思いますが、今の段階で何かお話が出ていれば、ぜひ教えていただきたい。

この2点、お願いします。

○東会長 ありがとうございます。

もう一つ議題がございますので、先に御質問があればいただいて、まとめてお願いいたします。

では、中村委員。

○中村委員 中村です。

私のほうから感想的なお話になりますが、「取りまとめ」は大変詳細で、かつ一步踏み込んだ内容となっております、ありがとうございます。この「取りまとめ」を作るきっかけ、1つの大きな問題は成年年齢の引下げだと思いますが、私などから見ると、大急ぎで引下げをしてしまったのではないかという感想を持っておりますが、いずれにしても、国会での法務大臣の答弁でも消費者教育というのが繰り返し出てきていて、成年年齢を引き下げるに当たっては、消費者教育にかなり大きな期待が寄せられているのではない

かと思えます。その観点でこの「取りまとめ」を見ますと、非常に素晴らしいことが書いてあるのですが、“言うはやすし、行ふはかたし”ではいけないので、これをいかに棚卸しして実践していくのかという段階だと思います。

私なりにこれを見まして、例えばですが、提言2は官官連携するべきであるというお話かなと思えました。提言3は官民連携という点が含まれているかと思えます。ただ、官官及び官民の連携というのは、今までもいろいろ繰り返し言われているのですが、非常に難しいと感じているところでもございます。

一方、成年年齢を引き下げるといろいろな人とお話しをすると、消費者教育がこれから大切だよねと、非常に大きな期待を寄せている一方で、誤解を恐れずに言えば、かなり簡単にできるだろう、消費者教育はがらっと変わって消費者教育は非常に効果的なものとなるだろうという期待がかなり聞かれるところでして、こういったところの連携が実は難しいのだという我々のこれまでの体験もあるわけですけども、その殻を破って、官官であり、官民の連携を大きく進めていくという一つのきっかけに消費者教育がなるべきではないかなと思えました。そういう意味でも素晴らしい内容だと思っています。

一方、飯泉委員からの御指摘で、徳島県ではなぜこういう連携がうまく機能しているかという例として、私も先ほど少しお聞きしてびっくりしたのですが、かなり以前から教育部門と消費者部門の連携をしているとか、人材の交流とか派遣みたいなことをなさっていて、そういったものが効いてくる。そうは言っても、時間をかけてやるということだけではいけないと思えますが、ふだんからいろいろな部局を越えて連携というものを進めていくという姿勢が重要なのだなという感想を持ちました。

もう一点だけ。今回の「取りまとめ」というのは、学校教育、教員の養成という点に重点が置かれているわけですが、そもそも我々が実際に消費者教育を学んできたのは学校だったかどうかという疑問もございまして、実際には大人になる過程で、家で親と話をしたり、お金を使ったり、そこで失敗したりということも消費者教育として我々のもとにあったと思えます。ですので、今回の取りまとめは学校及び教員についてターゲットを絞ったものですが、行く行くは家庭教育や実践的な教育というものにも目配せが必要なのかなという感想も持ちました。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

ほかの御意見がある方もいらっしゃるかもしれませんが、まずは青木委員の御質問に御回答いただくということでお願いしたいと思います。青木委員からの御質問には室長のほうで御回答をお願いいたします。

○米山消費者教育推進室長 回答ということもないのですが、認定制度などについては、確かに例示もしているとおりに、何らかの働きかけ、仕掛けづくりが必要であろうということは、複数の委員から分科会でも出していただいているところです。どういう形がいいのかも含めまして、その場では結論が出ていないので、認定制度を設けるなどしてというこ

とに記載がとどまっております。

先ほど次長のほうからもありましたように、これを書いたから終わりではなく、これを消費者庁が名宛人になっている部分でもありますので、これからどのようにしていくかというのは、体制をそれなりに組んでやっていきたいと考えております。もちろん、その中には、今、中村委員からもありましたように、民間の力の活用、官民連携の視点も十分必要なところだと思いますので、企業の方の活動、一緒にやっていく仕掛けになるような考え方を持ってやらなければいけないと思っております。

若年者がどう変わっていくかの変化を追いかけるというのは、推進会議そのものの課題なのか、あるいは消費者庁として意識調査といったものは毎年、やっております。何年かに一度は消費者教育がテーマになったりしておりますので、そのあたりで見ていくことなのかと今は思っておりますが、特段、これについて先生方と御議論したということもございませんので、単なるコメントということで御了解くださいませ。

○東会長 はい。

○千葉会長代理 消費者教育コーディネーターの件ですが、分科会としては2点だけ申し上げたいと思います。1つは専門職、もう一つは消費者行政部局に位置づけるという2つでございまして、これをさらに認定制度というものを活用してはっきりさせるべきというあたりが分科会の意見でございます。

それから、中村委員のほうからご意見がありました件でございますが、提言2は実は2つのことを言っております、1つは県の教育委員会と消費者行政部局の連携。それが徳島県の方からご説明があった点です。それから、もう一つ大事なのは、大学と県の教育委員会という全く接続がなかったところを接続させるということが新しいところでありまして、その点が今回の胆になっているところかと思っております。

以上でございます。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、いろいろ御意見をいただいたところでございます。ごくごく簡単なまとめになりますが、まず1点目といたしましては、今回、徳島県のほうで詳細な先行事例がございますので、こういった先駆的な事例に学んで、今後、推進していくということ。これについては、いろいろなアイデアをいただきましたので、そういう方向を持って具体化していければと思っております。コアになる大学の活用や連携の覚書、人材バンクへの企業の登録、企業の参画ということ。あるいは、徳島県の事例に関連して、全国知事会や首長などへのアプローチをしながら、この推進をさらに強化していくという御意見もいただいたところでございます。

2点目といたしまして、教員の指導力不足をどのように具体的に改善していくのかということについて、幾つか御意見をいただきました。金融リテラシー教育が重要であり、これを充実させていくというお話やリカレント教育。このことに関連して、国民生活センターのほうでそれを担うという仕組みづくりについても御意見が出ました。あるいは、初任

者研修で必修科目としてやってはどうか等々、多様な側面から多様な手法でアプローチしていくという御意見だったかと思えます。

3点目は、コアカリキュラムに関してというになります。こちらは、まだこれから議論を深めていくということでございますけれども、消費者教育として何を教えるのかという部分について、この推進会議としてもより積極的に今後の議論にかかわっていきたいということがございました。

その他、仕組みに関して、連携や体制づくり、あるいは人材をつなぐコーディネーター、外部人材の活用等々、今回の取りまとめにもかなり書き込んでいただいているのですけれども、さらにその部分についての御意見もいただきました。

最後に、川口次長から4省庁の関係局長連絡会議などでの今後の御議論のお話などもございましたので、そういった形で今回の取りまとめを実効性のあるものにしていくということで、ぜひ推進していければと思っております。

では、最後になりますけれども、3つ目の議題に移らせていただきます。「今後の消費者教育推進会議の進め方について」ということでございます。私どもの第3期の推進会議が昨年8月にスタートいたしまして、これまで基本方針の見直し及び変更等について審議を行い、また委員全員を集める推進会議という形での開催をしてみりましたが、今後、どのような方向にするかということにつきまして、私、千葉会長代理、事務局の三者で話し合いをいたしました。

そこで、特定の議題を審議する分科会を複数設けまして、審議の結果を推進会議の場で報告いただくという形にする方向を考えております。繰り返しになりますが、特定の議題を審議する分科会を複数設ける。そして、この推進会議自体は、限られた回数で皆さんで情報を共有するということでございます。こちらにつきまして、事務局のほうから、若年者の消費者教育分科会の次の議題や、あるいは新設する方向で検討しております分科会につきまして御説明をいただきたいと思えます。お願いいたします。

○米山消費者教育推進室長 若干お時間が迫っておりますので、簡単に済ませたいと思えます。

追加でお配りしました基本方針の小冊子がございます。先生方は、もちろん中身を御承知いただいているものと思えますけれども、36ページ、37ページに当面の重点事項ということで掲げておまして、その1つ目が若年者への消費者教育、2つ目が消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進、3つ目が高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進ということ、主に5年間を想定している基本方針の当面の重点として、この3つを掲げるということになっておりました。

今、会長から御説明もありましたように、既に若年者の消費者教育分科会はもう御議論いただいているところでございますが、2、3に合わせた形で大事なことをある程度絞り込んだ人数の先生方で分科会の方式で詰めていただくのがいいのではないかという会長からの御提案です。

資料4に今、会長からも話がありました3つがありますが、若年者の分科会につきましては、今、報告ということで、一通りの案件が終わっているのですけれども、前回の分科会でも御議論いただきまして、消費者教育教材の検討といったところを中心にやっていってはどうかで考えていただいております。

2つ目の分科会候補としましては、体系的な消費者教育ということで、各地での実際の取組情報。今、御議論いただいていたのは、学校における消費者教育コーディネーターの話でしたが、もう少し幅広く消費者教育コーディネーターについての検討を行う。人材バンクといったことも、この体系的な分科会という2つ目のところでやってはどうか。

3つ目が、前の推進会議でも御議論いただいていたと思いますが、高度情報通信ネットワークの通信技術の有用性を認識しつつ、個々の情報管理に対するリテラシーの向上を図るような取組と、かなり抽象的になっておりますが、そういった分科会を今、案として出しております。

資料4の裏面を見ていただけますでしょうか。若年者の消費者教育に関しましては、ほぼ枠組みがありまして、教育教材についてということで、この後、若干の準備期間を経て、すぐに始める。体系的な消費者教育というものと、高度情報通信ネットワーク社会に対応した消費者教育に関しましては、準備期間を若干設けた上で、年明けぐらいからやれるような段取りにしてはどうかということで案としてまとめたものでございます。

説明は以上でございます。

○東会長 ありがとうございます。

ただいま室長から御説明いただきましたとおりでございますが、これまでの経緯も踏まえつつ、3つの分科会をまたこの後、走らせていくということを考えております。

1つ目の若年者の消費者教育分科会は、御説明にもありましたように、既にこの取りまとめにあるものは一旦区切りがついたということで、新たに若年者の分科会を立ち上げて、教材に関する事など、当初より御提案があった内容について議論していく。

そして、2つ目の消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進分科会は、先ほど来出ておりますコーディネーターの話なども含めて、地域の消費者教育に関することを取り扱っていく。

そして、3つ目、これも当初から必要性が指摘されておりました情報通信ネットワーク社会への対応ということでございます。

これらにつきまして、資料4にありますようなスケジュールで、若年者のほうは既にあるので、少し先んじてスタートさせていただき、残りの2つにつきましては、しばらく検討させていただいた上で、また年が明けてから分科会を開催していくということを現在、考えております。

何かこれにつきまして御意見等ございますでしょうか。

原委員、お願いいたします。

○原委員 1番の教材について、ぜひ検討をお願いしたいと思っております。実は、今月

末に福島の会津で中学校の家庭科の先生相手にお話しをする機会があるのですが、教材を教えてほしいと言われていまして、使える教材ですね。それで、高校は「社会への扉」というものがありますけれども、確かに中学校。

それから、消費者教育支援センター、ことしの内閣総理大臣賞を受賞したのは、大阪府がつくっていた高校向けの教材でしたけれども、非常によくできていて、すぐ利用できるようにされているのですけれども、あのように、理論が書いてあるというより、現場ですぐ使えるような教材、それから誰もが使える形にぜひしていただけるよう検討を進めていただきたいと思います。

それから、3番の高度情報通信ネットワーク社会ですけれども、これは基本方針の策定の際に、前々回か、私からも発言しておりますけれども、ぜひ総務省と連携して、総務省にも参画していただいて進めていただけたらと思っております。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

永沢委員、お願いいたします。

○永沢委員 ありがとうございます。

私は、高度情報通信ネットワーク社会に対応した消費者教育分科会のところで、1つお願いがございます。実は、今年の5月、私も賛助会員で、グローバルに情報プラットフォームを展開されているところが国際消費者フォーラムを毎年開催されていまして、私どもの会員、複数名、行ってまいりました。日本から複数の団体が招かれて参加させていただいたのですが、帰ってきての報告で大変驚いたということで、グローバルに日本はすごく遅れている。消費者団体のこの分野での意識や活動が非常に遅れている。隣の韓国などはすごく進んでいると言っております。

消費者庁の職員の方、大変お忙しいと思うのですけれども、情報の分野というのは特にグローバルでもございますし、少し時間もございますので、大変だと思いますけれども、海外の消費者教育がどのようになっているかということも、私ども、飛んで行くことができませんので、ぜひ情報提供をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

飯泉委員、お願いいたします。

○飯泉委員 今、お二人の委員からもお話が出ましたように、ITの関係、情報化。これは、今、劇的に日本が変わろうとしている。永沢委員からも話がありますように、実は私、知事会のICT戦略の座長もやっておりますし、総務省の実装の委員もやっておりますが、マイナンバーカードのヘッドクォーターでもありまして、日本全体のキャッシュレス化が非常におくれているということで、一気にこれを変えていこうと。

もう一つは、日本は世界最先端のデジタル立国になろうと、これは閣議決定を6月13日にしているわけでありまして、本当にこの10年以内に劇的に変わる。それを前提にする中

で、情報リテラシーというのは割と昔から言ってきた話でして、それにいかにこの成年年齢の引下げというものと合わせていくのか。先ほど米山室長から、ここにじっくり時間をかけてという話。それはぜひそうしていただいて、各委員さんから言われた総務省との連携をしっかりと図っていただければと思いますので、この点はよろしく願い申し上げます。

最後に1点。先ほど会長や柿沼委員から言われた知事会での働きかけということで、実は今月26日から北海道で全国知事会があります。私、総合戦略・政権評価の委員長もやって、いろいろな各委員会に球込めをする立場にありますので、これは非常に重要な点になりますので、しっかりと撃ち込みをさせていただきたいと思います。

○東会長 ぜひよろしく願いいたします。

ほかにも御意見があるかもしれませんが、残りのお時間が限られてしまいました。また、ほかにも個々、御意見がございましたら、事務局のほうへお寄せいただければと思います。

とりあえず、この方向で3つの分科会を今後、進めていく。若年者の消費者教育分科会は、分科会としては既にございますけれども、仕切り直して比較的早目の時期から始めていく。そして、2つの新しい分科会につきましては、少しの準備期間を経て、また年明けぐらいから進めていく。これらの方向性につきまして御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○東会長 ありがとうございます。

では、新設を検討する分科会につきましては、また事務局で詳細を詰めまして、次回第24回推進会議でこれらの分科会立ち上げについて決定していきたいと思います。

また、若年者の消費者教育分科会につきましては、小学校、中学校及び高等学校用の教材の検討を次の検討事項といたしまして、改めて委員を選任し、詳細を詰めたいと思っております。そして、こちらは年内の比較的早い時期から仕切り直してスタートさせていただきたいと思います。

なお、この若年者の消費者教育分科会の委員につきまして、選任をしていくということになります。委員の選任並びに座長の選任につきまして、私、そして会長代理の千葉委員のほうに御一任いただけますとありがたく思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○東会長 ありがとうございます。

それでは、最後、慌ただしくなりました、申しわけございません。以上で本日の議事は終了といたします。

次回の会議日程等につきまして、事務局から御連絡をお願いいたします。

○米山消費者教育推進室長 ただいま会長のほうからもありましたように、次回の推進会議本体につきましては平成31年1月ということで、また改めまして日程についての御確認等させていただきます。

以上で第23回「消費者教育推進会議」を終了いたします。どうもありがとうございました。